

令和5年度「那覇市電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（追加支援分）」（7万円/1世帯） のご案内

- 本給付金（1世帯あたり 7万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和5年12月1日時点で那覇市に住民登録されている世帯で、
世帯全員が令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
※世帯全員が令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと

①那覇市から価格高騰重点支援給付金（1世帯3万円）を**口座振込**で受給された世帯

支給案内を送付します。
※口座の変更等がなければ手続き不要です。
※口座の変更等があれば、支給案内に記載の期日までに裏面コールセンターまでご連絡ください。

②左記以外の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

確認書を送付します。
返送が必要です。

③令和5年1月2日以降に那覇市に転入した方がいる世帯

申請書を送付します。
支給要件に該当する場合は、**申請が必要です。**

④令和5年度住民税が未申告の方がいる世帯

返送・申請期限：令和6年4月30日(火)
※消印有効

詳しくは裏面Ⅰへ

詳しくは裏面Ⅱへ

給付金の支給額

1世帯あたり **7** 万円

給付金の支給時期

- ①については1月下旬以降順次支給予定。
- ②については市が確認書を受理した日から3週間程度が支給の目安です。
- ③④については市が申請書を受理した日から1か月程度が支給の目安です

給付金の支給手続き

I 世帯全員が令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯

世帯全員が、令和5年1月1日以前从那覇市にお住まいの場合

●那覇市から価格高騰重点支援給付金(1世帯3万円)を口座振込で受給された世帯

対象となる可能性がある世帯には、那覇市から、支給内容や注意事項が書かれた**支給案内**が届きます。

- ・口座の変更や辞退のご希望がない方：**手続きは不要**です。
- ・口座の変更や辞退のご希望がある方：**手続きが必要**です。支給案内に記載の期日までに下記コールセンターまでお問合せください。手続きに必要な書類を送付します。

※口座変更を希望の場合、市が変更書類を受理した日から3週間程度が振込目安です。

※3万円給付事業を口座振込以外で受給した世帯には、別途支給案内を送付します。

●上記以外の世帯

対象となる可能性がある世帯には、那覇市から、支給内容や確認同意事項が書かれた**確認書**が届きます。内容をご確認いただき、同封の返信用封筒により**ご返送ください**。

II 世帯の中に、令和5年1月2日以降に那覇市に転入した方がいる場合または世帯の中に、令和5年度住民税が**未申告**の方がいる世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。対象となる可能性がある世帯には、那覇市から、**申請書**が届きます。
- **支給要件に該当する場合のみ**、申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに郵送または直接、本庁舎2階特設窓口にご提出ください。



那覇市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加支援分）の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110) にご連絡ください。

お問い合わせ

那覇市電力・ガス・食料品等価格高騰
重点支援給付金(追加支援分)専用コールセンター

 **0120-35-1392**

受付時間 平日9:00～17:00(土日祝、12/29～1/3除く)

※**那覇市役所本庁舎駐車場は有料です。**



那覇市公式HP